【資料４】

がん診療連携拠点病院等の整備について

栃木県がん対策推進協議会

令和８(2026)年10月22日（木）

栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課

1. がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針について

2. 栃木県におけるがん診療連携拠点病院の推薦について

3. 小児がん拠点病院等の整備に関する指針について

4. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針について

1. がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針について

2. 栃木県におけるがん診療連携拠点病院の推薦について

3. 小児がん拠点病院等の整備に関する指針について

4. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針について

がん診療連携拠点病院制度

令和8年4月現在

都道府県がん診療連携拠点病院	51か所
地域がん診療連携拠点病院	357か所(うち特例型11か所)
特定領域がん診療連携拠点病院※	1か所
地域がん診療病院	59か所
合計468か所	

特例型は、指定要件を満たしていない場合に1年の期間を定めて指定される。

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指して、各都道府県において整備する。
- 都道府県知事が推薦する医療機関を指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。

国



国立がん研究センター

- 国立がん研究センターが事務局となり、都道府県がん診療連携拠点病院と連携し、情報収集、共有、評価、広報を行うための**都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)**を開催する。

都道府県



都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県に原則として1か所整備。
- 都道府県におけるがん対策の中心的な役割を担う。
- 都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うための**都道府県がん診療連携協議会**を設置する。

がん医療圏



地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に原則として1か所整備。
- 当該がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努める。
- 専門的ながん医療の提供と連携協力体制を整備し、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。

がん医療圏



地域がん診療病院

- がん診療連携拠点病院のないがん医療圏に1か所整備。
- 隣接するがん診療連携拠点病院とグループ指定を受け、連携して専門的な集学的治療を実施する。

※整備指針では、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域がん診療連携拠点病院を整備できるものとしている。

第20回がん診療提供体制のあり方に関する検討会
令和8年4月16日
資料2
一部改変

成人・小児・ゲノムの拠点病院等の整備指針見直しの今後のスケジュール

- 成人・小児・ゲノムの拠点病院の整備指針の改定について、新たな地域医療構想やがん対策推進基本計画の策定動向を踏まえ、当該計画の策定スケジュールに整合する形で見直しを行うことを検討してはどうか。また、がん対策推進基本計画策定後に実施される中間評価の結果を踏まえて整備指針の改定を行うため、当該指針の指定期間については、現行の期間を見直し、3年間とすることについても併せて検討してはどうか。

年度（令和）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地域医療構想			新たな地域医療構想の検討（国）	ガイドラインの検討（国）	新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、将来の病床の必要量の推計 等	医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議、病床の機能分化・連携の協議 等								地域ごとの課題に対して一定の成果の確保	
医療計画	第7次		第8次医療計画						第9次医療計画						第10次
がん対策推進基本計画	3期	第4期がん対策推進基本計画						第5期がん対策推進基本計画						第6期	
都道府県がん対策推進基本計画	第3期	第4期がん対策推進基本計画						第5期がん対策推進基本計画						第6期	
整備指針の見直し	・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ※2	指定期間（4年）			※3 ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）	※2	・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）		※3 ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）	※2	・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム）	

成人：4年→3年サイクル※1
小児：4年→3年サイクル※1
ゲノム：4年→3年サイクル※1

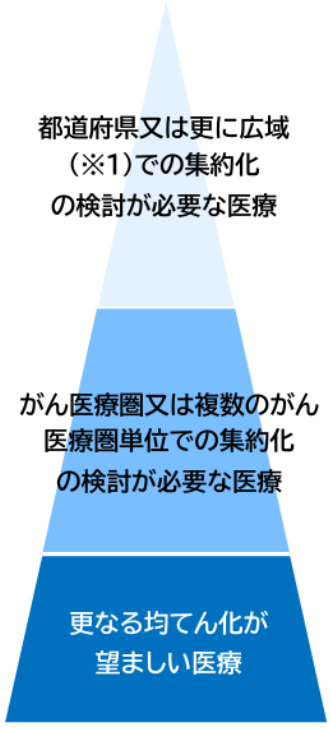
※1 がん対策推進基本計画の中間評価の結果をうけ、3年を目途に整備指針の改訂を行う。なお、年に1回、現況報告書による指定要件の充足状況確認を行う。
※2 次期がん対策推進基本計画の作成
※3 がん対策推進基本計画の中間評価

拠点病院の新規指定推薦・類型変更について　成人：毎年受け付けている　小児：検討会開催時に受け付けている　ゲノム：検討会開催時に受け付けている

2040年を見据えたがん医療の均てん化・集約化に係る基本的な考え方について

第21回がん診療提供体制のあり方に関する検討会（令和８年７月27日）資料１を一部改変

- 国は、がん対策基本法に基づき、拠点病院等を中心として、適切ながん医療を受けることができるよう、均てん化の促進に取組んでおり、都道府県は、医療計画を作成し、地域の医療需要を踏まえて、医療機関及び関係機関の機能の役割分担及び連携により、がん医療提供体制を確保してきた。
- 2040年に向けて、がん医療の需要変化等が見込まれる中、引き続き適切ながん医療を受けることができるよう均てん化の促進に取組むとともに、持続可能ながん医療提供体制となるよう再構築していく必要がある。医療技術の観点からは、広く普及された医療について均てん化に取り組むとともに、高度な医療技術については、症例数を集積して質の高いがん医療提供体制を維持できるよう一定の集約化を検討していくといった医療機関及び関係　機関の機能の役割分担及び連携を一層推進する。また、医療需給の観点からは、医療需要が少ない地域や医療従事者等の不足している地域等においては、効率性の観点から一定の集約化を検討していく。
- また、がん予防や支持療法・緩和ケア等については、出来る限り多くの診療所・病院で提供されるよう取り組んでいく。



想定される提供主体	均てん化・集約化の考え方
• 国立がん研究センター、国立成育医療研究センター、都道府県がん診療連携拠点病院、大学病院本院、小児がん拠点病院 • 地域の実情によっては地域がん診療連携拠点病院等	**特に集約化の検討が必要な医療についての考え方** **（医療技術の観点）** • がん医療に係る一連のプロセスである「診断、治療方針の決定」に高度な判断を要する場合や、「治療、支持療法・緩和ケア」において、新規性があり、一般的・標準的とは言えない治療法や、高度な医療技術が必要であり、拠点化して症例数の集積が必要な医療。 • 診断や治療に高額な医療機器や専用設備等の導入及び維持が必要であるため、効率性の観点から症例数の集積及び医療資源の集約化が望ましい医療。 **（医療需給の観点）** • 症例数が少ない場合や専門医等の医療従事者が不足している診療領域等、効率性の観点から集約化が望ましい医療。 ※緊急性の高い医療で搬送時間が重視される医療等、患者の医療機関へのアクセスを確保する観点も留意する必要がある。
• がん診療連携拠点病院等 • 地域の実情によってはそれ以外の医療機関	
• 患者にとって身近な診療所・病院（かかりつけ医を含む）	**更なる均てん化が望ましい医療についての考え方** • がん予防や支持療法・緩和ケア等、出来る限り多くの診療所・病院で提供されることが望ましい医療。

（※1）国及び地域ブロック単位で確保することが望ましい医療として、小児がん・希少がんの中でも特に高度な専門性を有する診療等が考えられる。

令和８年度「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

第21回がん診療提供体制のあり方に関する検討会（令和８年７月27日）資料１を一部改変

（１）2040年を見据えたがん医療提供体制の構築に向けた指定要件の見直し

- 2040年に向けて、がん医療の需要の変化が見込まれる中、持続可能ながん医療提供体制を確保するため、**診療実績の報告及び公表を要件**とし、手術療法と放射線療法に関して**都道府県がん診療連携協議会で集約化に向けた検討を促す**。
- 薬物療法については、**がんゲノム医療の均てん化を推進**するため、 がん遺伝子パネル検査に基づく**がんゲノム医療を提供できることを望ましい要件**として加える。

（２）第４期がん対策推進基本計画の中間評価を踏まえた指定要件の見直し

- 令和８年７月10日に公表した第４期がん対策推進基本計画の中間評価報告書を踏まえ、がん対策推進協議会が関係学会・団体等と連携して更なる推進が必要な事項について、整備指針を見直す。
- 具体的には、 **リンパ浮腫をはじめとした支持療法、アピアランスケアに関する支援体制、専門的人材の配置に関する要件を見直す**。

主な見直しのポイント

◆　都道府県がん診療連携協議会での検討の促進

- 都道府県がん診療連携協議会において、「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を踏まえた**協議の実施**、また、その**内容を公表**すること。
- 患者に対する適切な病院情報を提供する観点から、**自施設の医療機能情報や診療実績の公表**及び**都道府県がん診療連携協議会に報告**すること。
- 地域のがん医療提供体制への影響等を踏まえ、令和11年度の整備指針改定に際に、悪性腫瘍に対する手術件数の要件（年間400件以上）及び放射線療法のべ患者数の要件（年間200件以上）を満たすことを必須要件とすることを検討すること。

◆　がんゲノム医療の均てん化の推進

- **がん診療連携拠点病院等については、がんゲノム医療中核拠点病院等として指定されていることを望ましい要件**とすること。
- さらに、令和11年度の整備指針改定の際に、がんゲノム医療中核拠点病院等として指定されていることを必須要件とすることを検討する方向性が示された。

◆　関係学会・団体等と連携した更なる推進への対応等

- セカンドオピニオンの実施体制の整備、リンパ浮腫に関する情報提供等の体制の整備、D to P with D等によるオンライン診療等の活用、妊孕性温存療法の提供体制の強化等
- アピアランスケアに係る提供体制の具体化、がん相談支援センターの連携体制の強化及び業務の明確化等

1. がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針について

2. 栃木県におけるがん診療連携拠点病院の推薦について

3. 小児がん拠点病院等の整備に関する指針について

4. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針について

県内のがん診療連携拠点病院等

（１）国への推薦

- 各拠点病院等から、今般の指針改定（新指針）を踏まえた現況報告書の提出があった。
- 新指針で新たに必須要件とされた事項を除いて、がん診療連携拠点病院等が満たすべき充足要件は、概ね満たしていることが確認できた。
- 新指針で必須要件となった事項は、経過措置として令和９年９月１日までに充足する見込みがあることとされている。
- 引き続き、現在の拠点病院等８病院を栃木県におけるがん診療連携拠点病院等として、10月末日までに国に推薦する予定。

がん医療圏	区分		
	都道府県がん診療連携拠点	地域がん診療連携拠点	地域がん診療
県北		那須赤十字病院	
県西			上都賀総合病院
宇都宮	栃木県立がんセンター	済生会宇都宮病院	
県東			芳賀赤十字病院
県南		自治医科大学附属病院	
		獨協医科大学病院	
両毛		足利赤十字病院	

（２）今後の予定

- 各都道府県が推薦する医療機関について、令和９年１～３月頃に開催される国の指定に関する検討会の意見を踏まえて、厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。
- 指定期間は令和９年４月１日から令和12年３月31日までの３年間。

1. がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針について

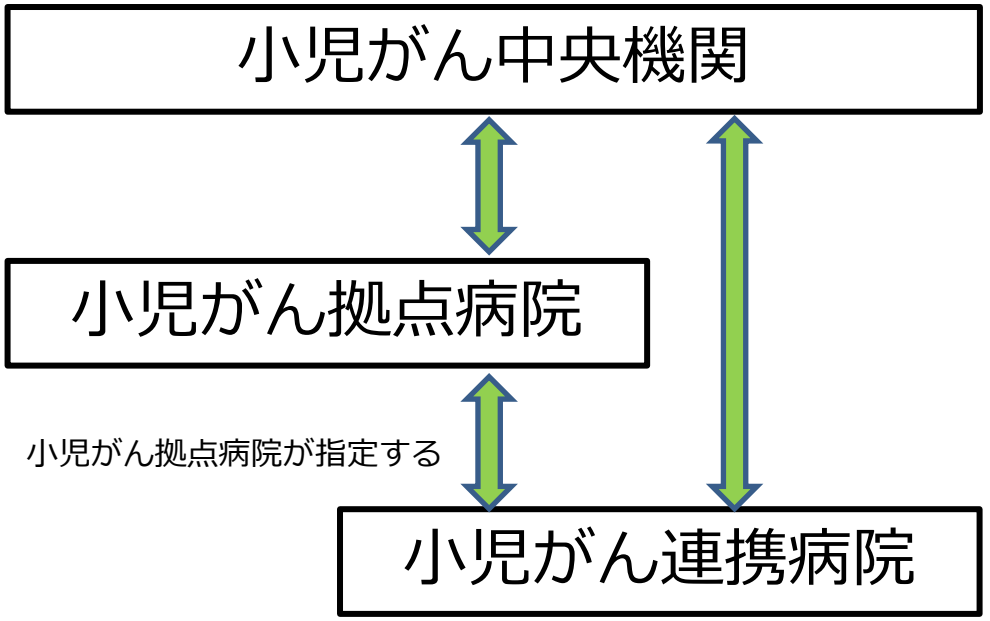
2. 栃木県におけるがん診療連携拠点病院の推薦について

3. 小児がん拠点病院等の整備に関する指針について

4. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針について

小児がん医療提供体制

2025.9.1現在の施設数



国立育成医療研究センター
国立がん研究センター

15か所

142か所

現在、県内では２病院が「小児がん連携病院」に指定

- 自治医科大学附属病院
- 獨協医科大学病院

（連携先：埼玉県立小児医療センター、国立成育医療研究センター、東京都立小児総合医療センター、神奈川県立こども医療センター）

令和８年度「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

第21回がん診療提供体制のあり方に関する検討会（令和８年７月27日）資料２を一部改変

（１）2040年を見据えた小児がん医療提供体制構築に向けた類型の見直し

- 小児がん罹患者数の減少が見込まれる中、質の高い小児がん医療提供体制を維持するため、高難度医療、希少がん診療、国際共同治験等について一定の症例集積を図る観点から、小児がん拠点病院の指定数を15か所程度から10か所程度へ集約化
- **各都道府県において、**小児がん患者が適切に診断され、必要な医療へ円滑にアクセスできる体制を確保するとともに、治療後の長期フォローアップや地域での支援を切れ目なく受けられるようにする観点から、**「都道府県小児がん拠点病院」の類型を新設**
- **各都道府県において**診療所も含めて長期フォローアップを実施できる体制を構築するために、**小児がん連携病院を小児がん連携医療機関へと見直し**

（２）ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて

- 国立がん研究センター及び国立成育医療研究センターを、国際共同治験や医療技術開発に取り組む中央機関として指定
- 小児がん拠点病院における未承認薬・適応外使用薬へのアクセス改善

（３）全国小児がん拠点病院等連絡協議会の役割強化及び都道府県小児がん診療連携協議会の新設

- 従来の地域ブロック協議会が担っていた役割を全国小児がん拠点病院等連絡協議会へ移行し、日本全体の小児がん医療提供体制に係る課題について協議するとともに、必要に応じて都道府県を越えた広域的な課題についても協議
- **都道府県小児がん診療連携協議会において、都道府県内の小児がん医療提供体制に係る諸課題について協議**

第5回小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ
令和8年6月23日
資料1
一部改変

令和８年度「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要（案）

- 少子化が進行し、小児がん患者が減少する中、小児がん拠点病院を集約化することで今後も質の高いがん医療提供体制を確保する。各都道府県において、患者が適切な医療にアクセスできるよう都道府県小児がん拠点病院を新設するとともに、治療後に安心して暮らせるよう長期フォローアップの体制を整備する。

現行

小児がん拠点病院連絡協議会

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター　連携　国立がん研究センター





日本における小児がん医療・支援の牽引

地域ブロック協議会



小児がん拠点病院　国が15か所程度指定

難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療を提供

小児がん連携病院　小児がん拠点病院が指定する

類型1
- 1-A：標準的治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を年間新規症例数が20例以上実施している
- 1-B：標準的治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を一定数実施している

類型2　集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療を行う

類型3　長期フォローアップを担う

改定後

全国小児がん拠点病院連絡協議会

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター　連携　国立がん研究センター





中央診断体制の充実、国際共同治験の推進及び医療技術開発等を通じた日本における小児がん医療・支援の牽引

小児がん拠点病院　国が10か所程度指定する。

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消や難治・再発例を含む小児がんに対する集学的治療を提供

都道府県小児がん診療連携協議会



都道府県小児がん拠点病院　都道府県が推薦し国が指定する。

小児がん拠点病院と連携し標準的治療を提供

小児がん連携医療機関　小児がん拠点病院及び都道府県小児がん拠点病院が指定する。診療所も指定されることが可能。

1～3の1つ以上を満たす医療機関

1　標準的治療が確立しているがん種について、都道府県小児がん拠点病院と同等程度の医療を一定数実施している

2　集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療を行う

3　長期フォローアップ・在宅医療を担う

「小児がん拠点病院等」は、小児がん拠点病院、都道府県小児がん拠点病院、小児がん連携医療機関を指す。

1. がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針について

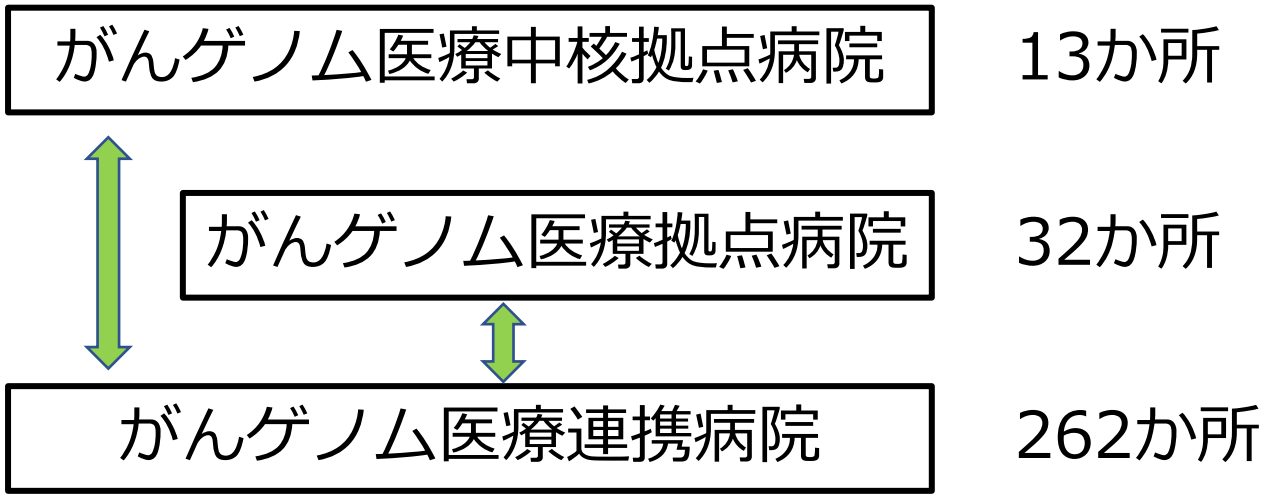
2. 栃木県におけるがん診療連携拠点病院の推薦について

3. 小児がん拠点病院等の整備に関する指針について

4. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針について

がんゲノム医療提供体制

2026.10.1現在の施設数



現在、県内では５病院が「がんゲノム医療連携病院」に指定

- 栃木県立がんセンター（連携先：国立がん研究センター中央病院）
- 自治医科大学附属病院（連携先：東京大学病院、国立育成医療研究センター）
- 獨協医科大学病院（連携先：東京大学病院）
- 済生会宇都宮病院（連携先：慶應義塾大学病院）
- 那須赤十字病院（連携先：岡山大学病院）

令和８年度「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

第21回がん診療提供体制のあり方に関する検討会（令和８年７月27日）資料３を一部改変

（１）2040年を見据えたがん医療提供体制の構築および第４期がん対策推進基本計画の中間評価を踏まえた指定要件の見直しについて

- がんゲノム医療については、平成29年に「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（平成29年12月25日付け健発1225第３号厚生労働省健康局長通知別添）を策定し、がんゲノム医療中核拠点病院等を整備してきたところであり、令和８年６月時点で、13施設のがんゲノム医療中核拠点病院、32施設のがんゲノム医療拠点病院、256施設のがんゲノム医療連携病院が整備され、この301か所の医療機関において、がん遺伝子パネル検査に基づくがんゲノム医療を実施してきた。
- この間、遺伝子変異に基づく治療薬の開発が進み、標準治療の中にそれらの治療薬が組み込まれてきたことを踏まえ、**がんゲノム医療を提供できる医療機関をさらに拡充する必要がある**。現在、がんゲノム医療中核拠点病院とがんゲノム医療拠点病院は２８都道府県の設置に留まっているが、国は、**各都道府県にがんゲノム医療拠点病院を設置できるよう、都道府県の推薦に基づきがんゲノム医療拠点病院を指定する**こととし、当該病院は、**都道府県におけるがんゲノム医療提供体制の確保及び地域課題の解決に取り組む**こととする。また、がんゲノム医療のニーズにあわせて、造血幹細胞移植等を実施している病院においてもがんゲノム医療が実施できるよ う、がんゲノム医療連携病院の要件を見直す。
- さらに、2040年を見据えて、薬物療法及びがんゲノム医療のニーズがますます高まっていく中で、がんゲノム医療を提供する病院において、可能な限りエキスパートパネルを実施できるように、がんゲノム医療中核拠点病院が中心となって、エキスパートパネルを主導できる人材の育成に取り組む。

（２）ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて

- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を図るため、国は、国際共同治験を含む研究開発の推進に必要な要件を満たす病院を、がんゲノム医療中核拠点病院として指定する。がんゲノム医療中核拠点病院は、全国のがんゲノム医療の質向上に向けた人材育成及び研究開発を担い、我が国のがんゲノム医療を牽引する。

令和８年度「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要（案）

第9回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ
令和8年7月6日
資料1

- がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられるように、がんゲノム医療に関する拠点病院制度を見直すこととし、各都道府県にがんゲノム医療の推進を担うがんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）を都道府県の推薦に基づき指定し、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取り組む。
- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を図るため、国は、国際共同治験を含む研究開発の推進に必要な要件を満たす病院を、がんゲノム医療中核拠点病院として指定し、国際共同治験への参画を促し、FIH試験等の医療技術の開発を推進する。

現行

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引

- 国が10か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療拠点病院

がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関

- 国が30か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限ってエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等もしくは小児がん拠点病院、又は小児がん連携病院の類型1－Aから指定
- 連携する中核拠点病院又は拠点病院にエキスパートパネルを依頼

改定後

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引するとともに、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて国際共同治験への参画やFIH試験等の医療技術の開発を推進

- 国が10か所程度指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

都道府県がんゲノム医療連携協議会

がんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）

都道府県とともに都道府県がんゲノム医療連携協議会の運営を担い、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取組む。

- 各都道府県の推薦をもとに原則1か所国が指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限らずエキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等に限らず、ゲノム医療を提供可能な一定の要件を満たす病院から指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院にエキスパートパネルを依頼